

組合員の皆様の財産承継に

農中信託銀行の 遺言信託

執行コース



遺言の効用

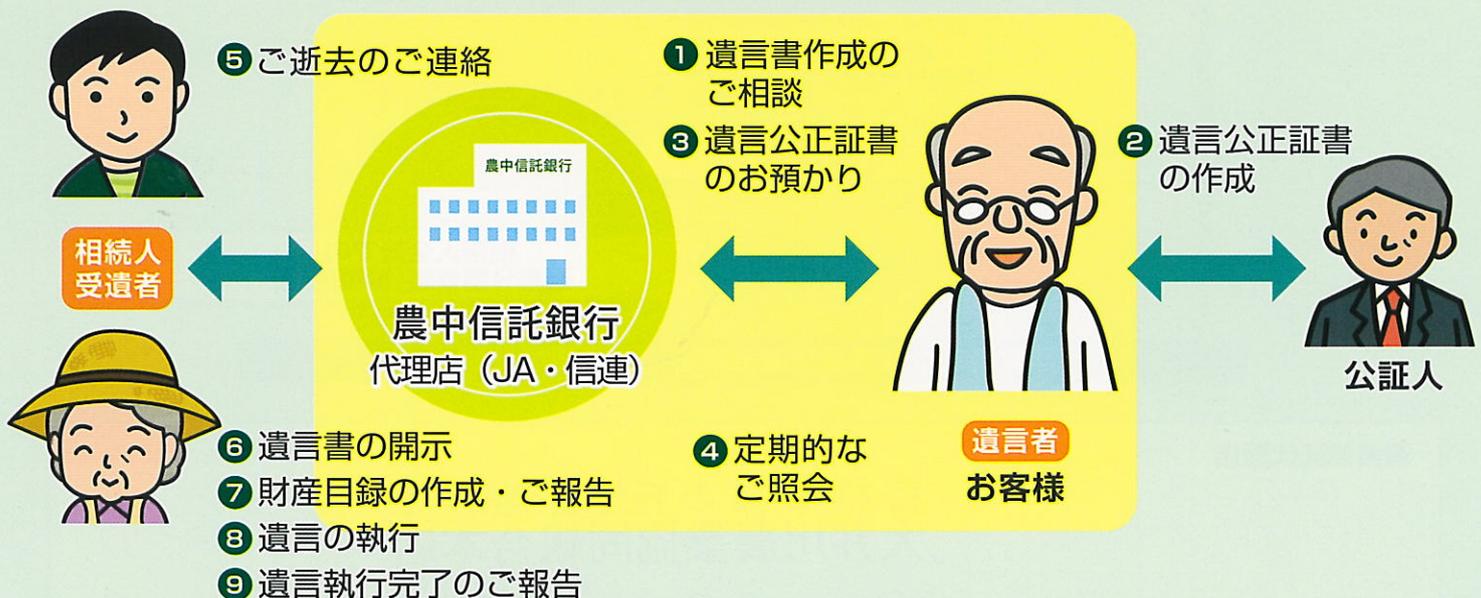
- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
 - ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
 - ・配偶者が安心して老後を過ごすようにしたい。
 - ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
 - ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。
- ※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

お引受できる 範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
 - ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。
- ※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

執行コースのしくみ

遺言作成のご相談から遺産分割の手続まで



※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することがあります。

◆遺言書保管契約時

- ・ 取扱手数料として
…… **165,000円** (消費税等10%込み)
- ・ 変更取扱手数料として
(当社でお預かりしている遺言書の内容を変更する場合)
……… **55,000円** (消費税等10%込み)

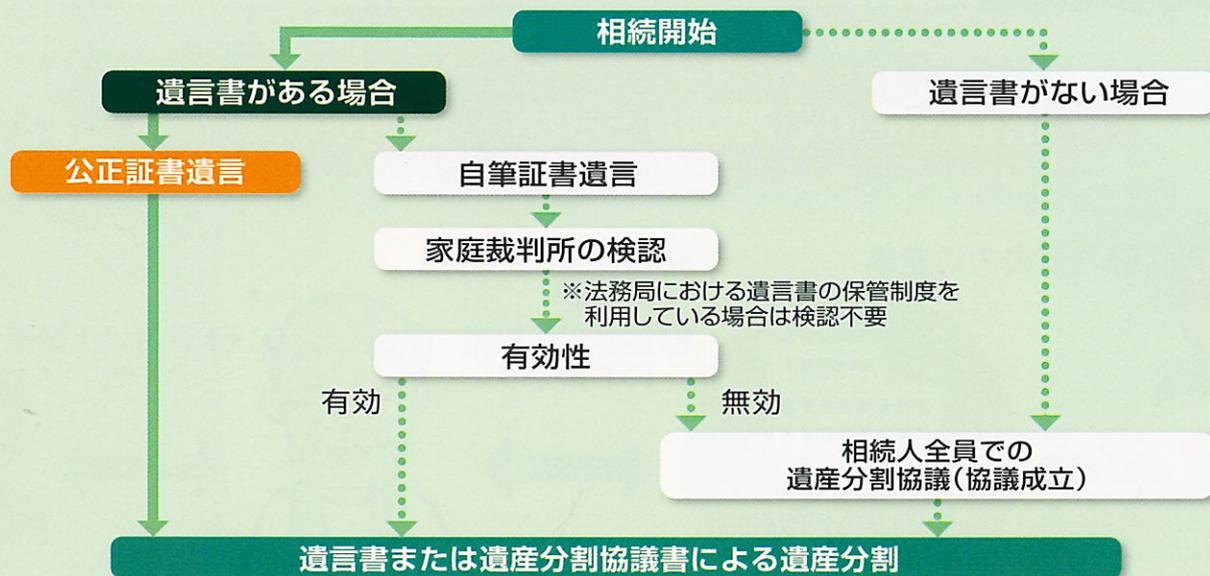
◆次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ① 戸籍謄本等お取り寄せ費用
- ② 遺言公正証書作成の公証人手数料
- ③ 不動産相続登記等名義変更の費用
- ④ 預貯金等残高証明書交付手数料
- ⑤ 相続税申告等にかかる税理士報酬 など

◆遺言執行手続き完了時

- ・ 遺言執行報酬として ……………
- 相続税評価額による執行対象財産額に下記の率を乗じた額(円未満切捨て)の合計額(千円未満切捨て)に1.10を乗じた額(消費税等10%込み)
- ① 農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預け入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更生共済等の共済契約等に対して
…………… **0.3%**
- ② その他の財産に対して(消極財産を含みません)
- 5,000万円以下の部分 …………… **2.0%**
- 5,000万円超 1億円以下の部分 …… **1.5%**
- 1億円超 2億円以下の部分 …… **1.0%**
- 2億円超 3億円以下の部分 …… **0.8%**
- 3億円超 5億円以下の部分 …… **0.6%**
- 5億円超 10億円以下の部分 …… **0.5%**
- 10億円超の部分 …………… **0.3%**
- ※遺言執行報酬の最低報酬額は、1,100,000円(消費税等10%込み)とさせていただきます。

相続開始後の遺産分割の流れ



遺言信託代理店

藤枝市緑の丘1番地の1
大井川農業協同組合本店
金融推進課
TEL 054-646-5102

※当代理店が行なう遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。